

〔特集〕 公的年金改革について

パートへの厚生年金の適用拡大について
—年金の財政検証と適用拡大オプション試算から—

永瀬 伸子 (お茶の水女子大学大学院教授)

要約

2014年の財政検証は年取70万以上の非正規雇用者への厚生年金の適用拡大というオプションを示した。40-50歳代の女性や60歳以上の男性が主な対象である。小幅な適用拡大ではなく、大幅な適用拡大のみが、将来の基礎年金の大幅な下落を防ぐと示された。その実現には、夫婦の働き方や給付構造の再考を含めて国民の新しい合意形成が必要となる。適用基準を下げる一方で、パート就業が年金給付を現実に増やすような働き方と年金給付構造の改革である。本稿の前半ではオプション試算の内味を検討する。後半ではパートという働き方の「正規化」、被扶養配偶者に与えられる第3号被保険者制度の恩典を、児童のケアをする無業者や低収入者への積極的な恩典とかわることで、女性の年金の掛け捨てをもたらししている遺族年金の改革などを課題として挙げた。その上でバンドポイント制のもとで上記の点を取り入れた試案を示す。

はじめに

本稿は、2014年6月に発表された公的年金の財政検証におけるパートの厚生年金への適用拡大について考察する。2014年の財政検証では、2009年時の財政検証以上に基礎年金が大きく下落する見通しが示されたが、その大幅な下落を緩和する1つのオプションとして、非正規雇用者への最大で1200万人に対する厚生年金の適用拡大についての試算が示された。まずはその具体的な中身を検討する。

続いて、適用拡大の際に勘案すべき点を考察する。ルール変更により労働需要、労働供給の調整が起こるだろうが、社会保険料回避のための就業調整が起

きにくい仕組みと工夫が必要となる。それには新たに社会保険料を負担する中年有配偶女性や、60歳代の男性とその雇い主に対して、加入に対する誘因を持つ年金構造が必須である。給付の再考も考えるべきであろう。また大きい目で見れば、海外に比べても大きい処遇格差のある正規雇用者と非正規雇用者の壁を下げ、後者も人的資本投資がすすむような働き方に労働法制や労働政策を見直すために何をすべきか、本格的なルール変更の決断が迫られているということでもある。なお適用拡大は、子どもを持つ(あるいは持つ予定の)現役中低所得世帯の家計の負担にならないものであるようであればならない。これは子ども福祉という側面からは当然のことであるが、公的年金制度の維持可能性を高めるという点からも望まれる。

本稿では第1節では、財政再検証の内容を紹介し、第2節は厚生労働省が出したパートの年金加入拡大オプションの中身、第3節は財政検証が示す適用拡大の効果を読みとく。第4節では、大規模なパート労働者に対する被用者年金加入拡大を実現するためには、第3号被保険者制度と課税年取基準の問題を解決する必要があることや、遺族年金や働き方の問題について述べる。第5節では、女性への配慮として、第3号被保険者制度にかわるバンドポイント制と育児期間の考慮を取り入れた年金の試案を示した。第6節はまとめである。

1. 財政再検証が示す基礎年金の下落見直し

財政検証は、「モデル年金」の水準として示されている。「モデル年金」とは、夫が厚生年金の現役男子平均賃金で40年働き、妻は専業主婦という仮想的な夫婦の年金水準である。2014年現在のモデル年金は、夫婦がそれぞれ基礎年金を月額6.4万円(現

役男子平均賃金(手取り)のそれぞれ18.4%)、夫が厚生年金9万円(現役男子平均賃金(手取り)に対して25.9%)、合計で月額21.8万円(手取り平均賃金が34.8万円である現役世代の62.8%)である。財政検証では8つの経済ケースが示された。Aほど楽観的な想定でありHほど悲観的な想定である。その内容は高山(2014)、駒村・中嶋(2014)が紹介しているが、今回の検証で予想以上に下がったのは基礎年金である。現在の現役男子手取り平均賃金の割合から金額で示せば、ケースA、C、E(出生、死亡予想ともに中位)で、基礎年金は、現在の1人あたり6.4万円から2043年までに4.5万円(6.4×(13%/18.4%))にまで、ケースG(変動なし、機械的に給付水準調整)では、2058年に一人当たり3.5万円にまで下がることが示された。大幅な下落である。

そして受給開始後も加齢とともに年金水準は下落する。表1は1950年、1960年、1970年生まれ(それぞれ2014年時に65歳、55歳、45歳)について財政検証が示す中間の3つのケース、経済ケースC、E、G別に、65歳時の新規裁定年金と85歳時の年金水準について、財政検証を整理したものである。すでに述べたように2014年に65歳(1950年生まれ)のモデル年金は、現役男子平均賃金(手取り)の62.7%だが、85歳時には44%までに減少する。2014年の賃金評価では、1950年生まれのモデル年金が、21.8万円から15万円程度まで下落することにあたる(2014年の現役男子手取り平均賃金38.4万円×44%)。1960年生まれは、2014年賃金表示で65歳時のモデル年金20.2万円が85歳時には14.2万円程度に下がっていく。1970年生まれは、2014年賃金表示で65歳時に18万円

から19万円程度が85歳時には14万円程度になるという見通しである。

財政検証は今後、高齢者の就業収入を増やすことが高齢者の生活維持に不可欠となること、若い世代については企業年金や私的年金等、公的年金を補充するような備えの拡充が必要となること、現在、40、50歳代の者については、女性や高齢者の就業奨励をするとともに、そうした就業が公的年金の拡充につながる制度改正が望ましいことを示した。

2. 財政再検証で示されたパートの年金加入適用拡大オプション

財政検証の中で、財政構造を改善する方策として、オプションIIとして非正規雇用者の厚生年金加入の適用拡大について2つの案が示された。

図1のとおり、適用拡大①は、適用対象事業所¹で働く年取70万円以上(月収5.8万円以上)、所定労働時間が週20時間以上のパート雇用者、約220万人の厚生年金加入を義務付けるものである。学生、雇用期間1年未満の者は含まれない。

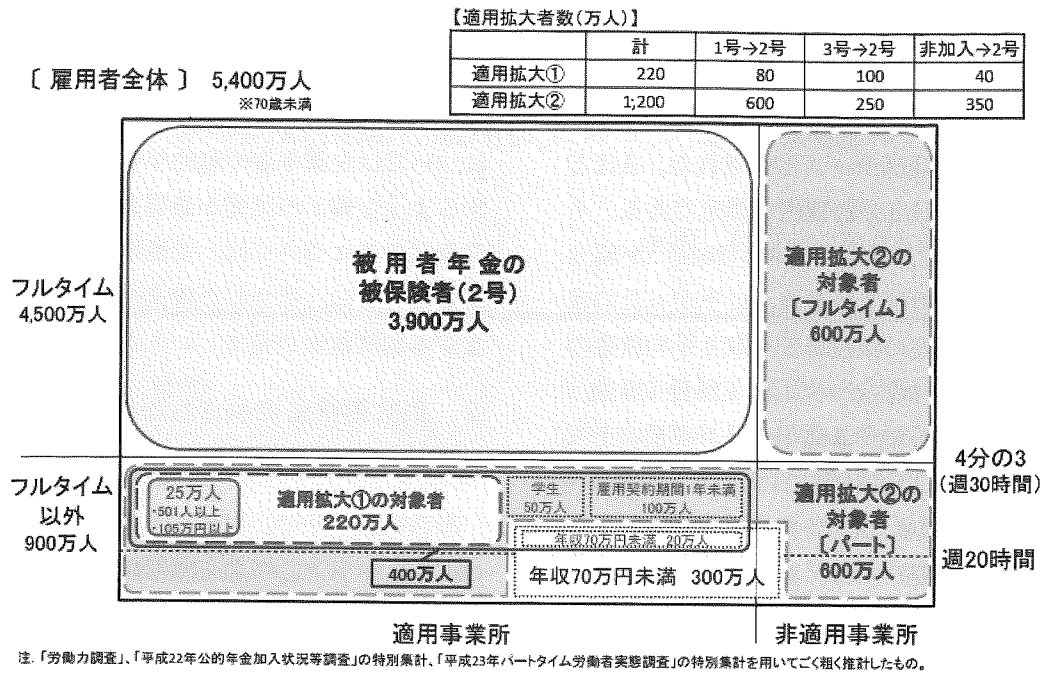
適用拡大②は、年取70万円以上(月5.8万円以上)の全ての雇用者約1200万人に厚生年金加入を義務付けるものである。週30時間未満の雇用者900万人のうち、年取70万円以上の600万人の短時間雇用者を適用対象とするとしている。またフルタイムで働いているが適用されていない600万人を対象とするため合計で1200万人の適用拡大と試算されている。月収5.8万円以上のパートは年齢にかかわらず適用対象とされていることから、高齢、若年など年齢にかかわらず短時間雇用者の厚生年金加入を義務付けると考えられる²。

表1 モデル年金と既裁定年金の変化

| | | 65歳時 | 85歳時(2034年) | | | | |
|-------------------|---------------------|--------------|--------------|--------------|-------------|--------|--------|
| | | | ケースC | ケースE | ケースG | | |
| 1950生 2014年65歳 | モデル年金額予想(2014年賃金表示) | 21.8万円 | 15.4万円 | 15.3万円 | 15.3万円 | | |
| | 現役男子手取りに対する年金代替率 | 62.7% | 44% | 44% | 44% | | |
| | | 65歳 | 85歳時(2044年) | | | | |
| 1960生 2014年55歳 | モデル年金額予想(2014年賃金表示) | 20.2万円 | 14.2万円 | 14.3万円 | 14.5万円 | | |
| | 現役男子手取りに対する年金代替率 | 58% | 41% | 41% | 42% | | |
| | | 65歳時 ケースC | 65歳時 ケースE | 65歳時 ケースG | 85歳時(2054年) | | |
| 1970生 2014年45歳 | モデル年金額予想(2014年賃金表示) | 19.2万円 | 19.1万円 | 18.1万円 | 14.2万円 | 14.3万円 | 13.5万円 |
| | 現役男子手取りに対する年金代替率 | 55% | 55% | 52% | 41% | 41% | 39% |

出所)「財政検証詳細結果財政検証関連資料 既裁定者の年金額の見直し」より作成。すべて変動なしのケース。ケースGは機械的に給付水準調整をした場合の結果。「モデル年金」の2014年賃金表示は、駒村・中嶋(2014)や高山(2014)にならい筆者が計算

図1 オプションII 被用者保険の適用拡大を行った場合の適用拡大対象者数



注「労働力調査」、「平成22年公的年金加入状況等調査」の特別集計、「平成23年パートタイム労働者実態調査」の特別集計を用いてご推計したものです。
出所) 社会保障審議会年金部会 平成26年6月3日 資料2-2

いずれも実施は2024年からと10年近い先の予定として試算されている。

適用拡大①はこれまでの年金法改正の中ですでに検討されているが難航してきた。2004年年金法改正当時、すでに週の所定労働時間20時間以上の雇用者に適用拡大が検討されたが、法案には盛り込まれなかった。当時は使用者側だけでなく、パートの主婦からも社会保険料をとられるのは「パートいじめ」と反発が強かったと記憶する。2007年にはパート労働者への社会保険適用拡大として、週20時間以上、月額9.8万円以上が基準として示されたが廃案となる。2012年の社会保障・税一体改革では民主党政権のもと週20時間以上30時間未満の非正規雇用者への適用拡大、約400万人が議論されたが、流通・外食産業や日本商工会議所などからの反発が強³、学生や勤続1年未満は対象としないという220万人に縮小、さらに民主党と自民・公明党との三党協議の修正を経て、常時500人以上の者を雇用する事業所に勤務する年収106万円以上(月収8.8万円以上)のパート雇用者に対する2016年10月からの適用拡大のみが決まったが、その数字は「25万人」への拡大にとどまる。なお2019年10月までに500人以下の企業については検討するという事となっている。

しかし懸案であった適用拡大①が政治的に実現し

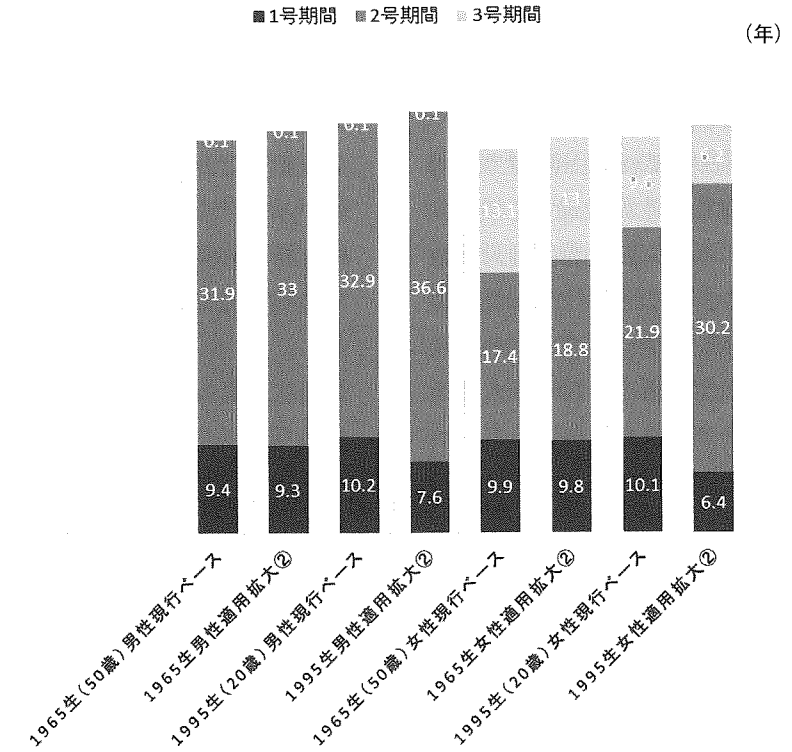
たとしても後述表2のとおり年金財政の改善は少ない。他方、大きい制度改革である適用拡大②は基礎年金低下を早めに食い止めることが示された。

3. 財政検証の想定するパート等への厚生年金適用拡大

オプション試算は、適用拡大による男女の平均加入期間の変化予想を出している。図2のとおり1965年生まれ(2014年で50歳)までは、適用開始年の平成36年は引退年齢に近いと考えられるため、大きい変化は想定されていない。しかし2014年で20歳の1995年生まれの女性については、制度変更なしでは平均の第2号期間が21.9年と1965年生まれとさほど変わらないが、適用拡大②の場合に第2号期間は、30.2年へと伸び、一方で第3号期間は制度変更なしの9.6年から6.2年に減少する試算であり、第3号期間は65年生まれの平均13年よりも大幅に短いものと推計されている。

男性の場合は、適用拡大②では1965年生まれに比べて1995年生まれでは第2号期間が31.9年から36.6年に4年のび、第1号の期間が9.6年から7.6年にと約2年減ると示されている。学生時代や卒業後のアルバイト、高齢期も第2号被保険者期間に含まれるためだろう。この結果、男性の社会保険料納付期間

図2 適用拡大②による平均的な第1号から第3号期間の世代および男女による変化予想



出所) 社会保障審議会年金部会 平成26年6月3日 資料2-1より作成
出生、死亡中位、労働力市場への参加がすすむケース

は1965年生まれの平均約42年(現行ベース)に対して、1995年生まれ適用拡大②は44年とより長期になることが予想されている。

全体に若い世代ほど加入期間が延びるとともに、若い世代は女性も平均で30年に及ぶ第2号期間を持つことが想定されている。

適用拡大②は年金財政の悪化を緩和する。表2はオプション試算の結果を2014年賃金価格表示でみたものである。いくつか出された経済シナリオの中で中間の経済ケースEとやや低い経済ケースGを取り

上げた。Eは60歳代の高齢者の労働力参加が大きくすすみ、女性のM字型カーブが解消されるという労働力参加がすすむケース>である。一方、ケースGは、<労働力参加がすすまないケース>の中の生産性上昇が中間ケースである。いずれも出生、死亡は中位推計である。表2のとおり基礎年金の下落は小さくなる。2014年の1人あたり6.4万円の基礎年金は、適用拡大なしでは、前述のとおり経済ケースEでは2043年まで下がり4.5万円となるが、適用拡大②では下落は2029年で終わり、5.8万円まで下げ止

表2 パート等への適用拡大によるモデル年金水準の変化

| | 2014年 | 経済ケースE | | | 経済ケースG | | |
|---------------|------------------|-----------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | 現行制度 | 適用拡大① | 適用拡大② | 現行制度 | 適用拡大① | 適用拡大② |
| マクロ経済スライドの終了年 | | | | | | | |
| 1階部分 | | 2043 | 2042 | 2029 | 2058 | 2056 | 2046 |
| 2階部分 | | 2020 | 2020 | 2022 | 2031 | 2031 | 2034 |
| 最終的なモデル年金額 | | | | | | | |
| 1階部分 | 12.8万 (6.4×2) | 9.0万 (4.5×2) | 9.3万 (4.65×2) | 11.6万 (5.8×2) | 7.0万 (3.5×2) | 7.2万 (3.6×2) | 8.8万 (4.4×2) |
| 2階部分 | 9.0万 | 8.5万 | 8.5万 | 8.4万 | 7.6万 | 7.6万 | 7.6万 |
| 最終的なモデル代替率 | | | | | | | |
| 1階部分 | 36.8% | 26.0% | 26.6% | 33.3% | 20.1% | 20.6% | 25.2% |
| 2階部分 | 25.9% | 24.5% | 24.5% | 24.1% | 21.9% | 21.9% | 21.9% |
| 合計 | 62.7% | 50.5% | 51.1% | 57.4% | 42.0% | 42.5% | 47.1% |

出所) 財政検証結果より筆者作成
注 1階部分は夫婦2人分の基礎年金となっている。1人分は()内に示した。

まると試算される。経済ケースGは、適用拡大がなければ基礎年金が2058年まで1人あたり3.5万円になるまで下がり続けるが、適用拡大②では、基礎年金のマクロ経済スライドの終了年は2046年に早まり、4.4万円まで下げ止まると示されている。他方で適用拡大①はほとんど効果を持たない。

オプション試算が仮定する適用拡大②の加入者数の変化を、経済ケースGについて図示したものが図3である。Gは労働参加があまりすすまないケースのため第2号被保険者の増加は図1の1200万人より

も低い750万人である。想定では、第3号被保険者からの振替の200万人と第1号被保険者からの振替の270万人を含め、2024年にたちどころに第2号被保険者750万人が増加することになっている。また適用拡大②ケースGを適用拡大がないケースGと比較すると、2023年から2024年にかけて、厚生年金の保険料徴収額は5兆円という規模で増えるが、国民年金保険料は0.5兆円しか減らないという試算である⁴。

制度変更が実現すれば8年後である2035年の試算

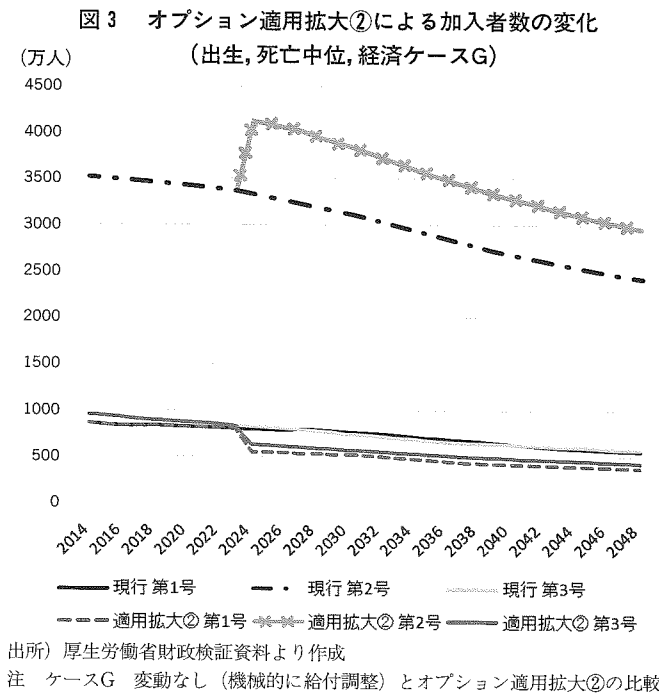
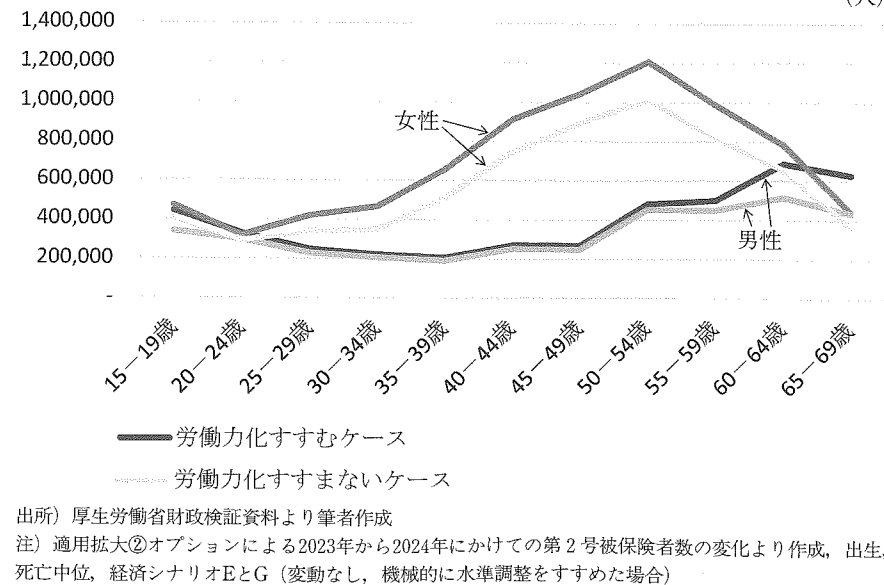


図4 適用拡大②による2023年から2024年にかけての第2号被保険者の増加の設定 (人)



では、ケースG適用拡大②の場合、被保険者数は現行の予想よりは300万人増え5700万人となる。そして内訳として第2号被保険者は3250万人から4250万人へと、現行制度のままよりも約1000万人多くっており、逆により不安定な第1号被保険者は1450万人から950万人へと500万人少なく、第3号被保険者は680万人が520万人と150万人少ないという予想値が示されており、こうした予想が年金財政の安定に資している⁵。

この社会保険料の増分を負担するのは誰か、適用拡大時である2023年から2024年の第2号被保険者の増加の試算をケースG適用拡大②について示したものが図4である。40歳代前半から50歳代後半(つまり2015年現在の30歳代前半から40歳代前半)の女性の第2号被保険者への移動がもっとも多い。また男性については、50歳代後半から60歳代の移動が多い。つまり負担の担い手はまずは中年女性、続いて高齢男性、そして若年男女、およびそれらパート等の雇い主である。

4. パート等雇用者の被用者年金加入の課題

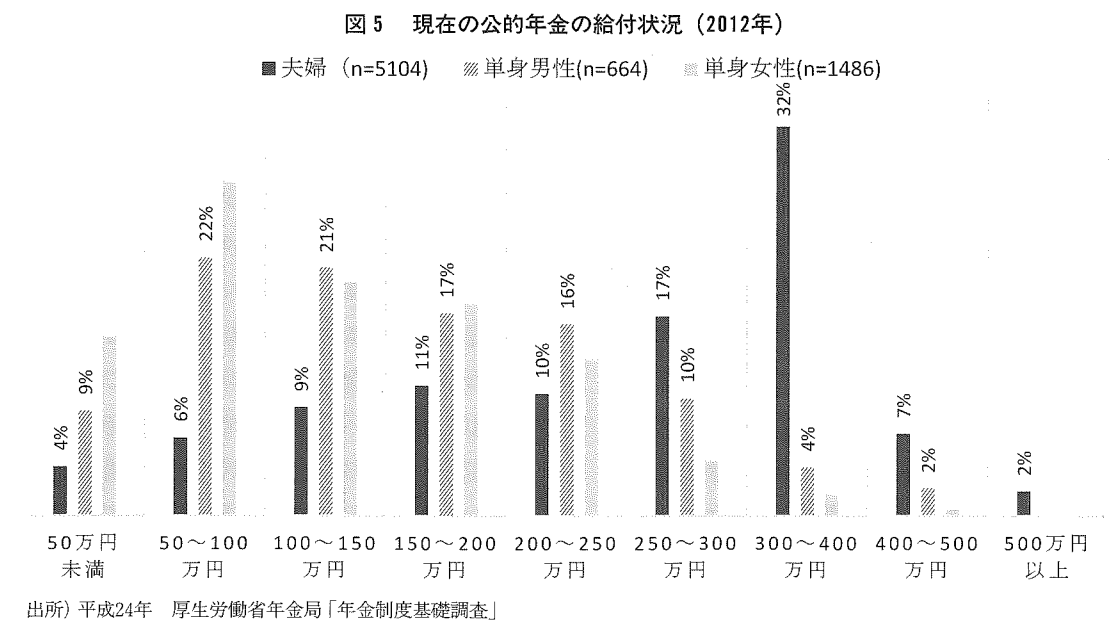
非正規雇用者に大きく厚生年金を拡大しない限り、年金財政が大きく悪化するという見通しは、「正社員」と「被扶養配偶者」という「モデル年金」と、定額の「第1号被保険者」からなる年金制度が大改革の時期にきたことを示しているのではなかろうか。2014年現在で雇用者の4割が非正規雇用者である。

非正規雇用者は社会保険料負担なしに雇用できるという事業主の抜け穴を塞がなくてはならないのは当然だろう。また労働力が減少に向かう中、中年女性や高齢男女に年金の支え手に回ってもらうということも政策上必要な方向であろう。しかし非正規雇用者の第2号被保険者加入の義務付けという、大規模な課税を実現するには、この制度変更に対する事業主、若年、中年、高齢者を含めた国民的な合意と納得が必要となる。それには、①現在の高齢者とこれからの高齢者の痛み分け、②女性の就業を抑制している第3号被保険者制度や主婦自身の厚生年金が掛け捨てとなることが多い遺族年金制度の改革、③非正規雇用という雇用形態の安定化と非正規雇用者の年金加入による実質的な年金給付の増加、④年取の適用基準を70万円よりもさらに下げ、事業主の社会保険料回避の道を狭めること、⑤早めの実施が必要になろう。

以下、この点を述べる。

4.1 現在の高齢世代とこれからの高齢世代との給付の公平

現在の高齢世代とこれからの高齢世代の給付の公平は、本稿に与えられた課題ではないが、財政検証の数字を見るにつけ考えざるを得なかった点である。図5は現在の高齢世帯の公的年金受給額を見たものである。高齢夫婦世帯の4割が年間300万円以上を受給している。これは2014年の夫婦世帯の「モデル



年金」の261万円を大きく超えている。年あたりの給付乗率が今日の高齢者ほど高いためではなかろうか。他方で、基礎年金中心であれば現在でも年金額は少ない。単身世帯では年金100万以下が女性で4割、男性で3割いる⁶。今後は、単身者の年金水準は第1号被保険者であれば経済ケースEで年間54万円に下がり、サラリーマン夫婦世帯の年金も200万円代前半に下がっていくと財政検証で示された。年金天引きされる介護保険料や医療保険料が上昇するだろうから、高齢世帯の生活はおよそ苦しいものとなる。今日の高齢夫婦世帯の4割が年間300万円以上の公的年金を主には現役世代からの移転所得として給付されている。しかし2014年の年金財政をみると、厚生年金は4.4兆円の赤字であり、積立金の取り崩しで解消されている。現在と未来の世代間配分の形が妥当かどうか、また低所得世帯を含めて一律に年金水準が下がるマクロ経済スライドの在り方が妥当なのかについて改めて考える必要がある。年金課税の強化はすでに言われているところだ。公的年金を通じてどのような所得移転が現在行われているのか、そして同時代に生きる別コーホート間でそれがどう変化すると見通されるのか、給付の分布を含めて検討した上で、既裁定年金を含めた調整ルールを考える必要があるのではないだろうか。

4.2 非正規雇用者の被用者年金加入のための前提条件

事業主は適用拡大による社会保険料負担を嫌い、年収70万円未満の仕事を増やそうとするだろうが、現行の年金制度のもとでは、適用逃れの働き方を受け入れる構造が労働者側にもある。パート等非正規雇用市場の7割をしめる女性の半数以上が第3号被保険者資格を持ち、3割をしめる男性についても、その半数が60歳以上であって国民年金保険料納付を免除されており⁷、両者ともに厚生年金加入による利益はさほど大きくないからである。適用拡大は、払い甲斐がある年金制度にかえることを伴わないとうまくいかない。

「就業調整」をする妻は、夫の年収が高く、かつ子どもが一定年齢に達し労働時間を経済的にペイする範囲で延ばしたいパート層に多いことが知られる(永瀬(2003))。最近の調査でも同様の傾向がみら

れる。平成23年『パートタイム労働者等総合実態調査』では「就業調整をしている妻は、子ども年齢が上がる40、50歳代では、これより若い年齢層の1割に対して2割に上昇し、また配偶者の年収が400万円未満では1割台であるが、配偶者の年収が600万円以上となると3割を超え、配偶者年収1000万円以上では4割となる⁸。

そうはいっても同じ調査で「就業調整をしている」女性は18%にとどまり、就業調整をしないが73%である。36%は(そもそも年収が低いので)「就業調整の必要がない」のである。また34%は「就業調整を気にしていない」と回答しているのだが、年収を見ると、社会保険料の増額や配偶者手当のカットを挽回するのに必要と指摘されることが多い年収150万円以上で働くパート女性は有配偶で14%、無配偶を含めて「主に自分の収入」で暮らしているという女性でも19%に過ぎない。実際には有配偶で77%（「主に自分の収入」で63%）が年収130万円未満で、また有配偶で53%（「主に自分の収入」で45%）が年収100万円未満で働いている。

つまりパート労働市場は社会保険料を賦課されない低賃金の働き方として形成され、企業にとってコスト節約的な求人として発展してきたのである。

しかし非正規労働は、若年にも広がっており、20歳代の女性の43%、そして男性の29%が非正規雇用である(平成24年『就業構造基本調査』)。企業側が人的資本投資をし、また個人側も人的資本投資をする道筋が見えるよう、非正規雇用の働き方を変えていくことが求められている。そのような働き方によっていけば、企業側も社会保険料逃れをせずに雇うインセンティブを持つ。

つまり適用拡大②は、「厚生年金に加入する労働者像」そのものの改訂を迫る内容であるとともに、「非正規雇用」の働き方の転換を迫る内容である。そうであれば非正規雇用という働き方と社会保険加入双方のルールについて、国民的な議論をした上で再考が必要となると考える。現在ではパート等の非正規雇用者は、たとえば育児休業をとる権利は大幅に制限されており、企業年金も企業の退職金もない場合がほとんどであり、賃金票も正社員とは別のことが多い。このためパートは職業キャリアを形成する見通しを持ちにくい。これらの労働者に対して、

社会保険料を賦課し、課税する一方で、労働者としての保護を与えることについて、合意形成が必要ではないか。財政検証は1960年生まれ(2014年で55歳)であっても、年金水準が2割方さがっていくことを示したから、公的年金拡充へのニーズは現在のパート層の過半をしめる中年女性にも高まっている。しかしパート等雇用者の公的年金加入をすすめるには、有配偶パート女性や、高齢男性が、社会保険料納付をした方が得だと思えるような年金給付の改正を伴うこと、また企業の保険料回避を許容しない低年収からの課税が必要となると考える。

4.3 女性と年金：第3号被保険者制度の改革、育児等のケア活動従事による離職期間への配慮への転換

就業調整の理由となっている第3号被保険者制度をどのようにかえていったら良いだろうか。第3号被保険者制度と遺族年金は、日本の年金の中での中心的な女性配慮である。1985年に創設された第3号被保険者制度はさまざまな歪みを持つが⁹、低年収の主婦に自分名義の年金を与えた点が国民に支持された。1980年代の男性の雇用安定と長時間労働、年功賃金と相まって、男性が正社員として生計を担い、社会保険料を負担し、女性は被扶養配偶者としてケアを担い、働くとしても社会保険負担がない程度でパートとして働くという方向に日本社会は向かった。しかし1997年頃を境に男性を含めて非正規雇用が拡大、男性が妻子を養うという形で生計を維持できる雇用者が減少するとともに、婚姻率も出生率も下落していく。

筆者は、妻への配慮から、子育て期の配慮にかえることが妥当ではなかろうかと提案してきた((永瀬(2002, 2004, 2011))。日本では依然として子育て中は無業や低年収となる女性は多い。サラリーマンの被扶養配偶者に限定せず、母子世帯等の第1号被保険者も含めて、育児期間中の無収入あるいは低収入については、年金保険料徴収と年金給付上の配慮をすることが年金制度への貢献という点からも理にかなっていると考えてきた。

オプション試算適用拡大②により、中年からパート就業した女性という典型例を考えると、現在の制度のもとでは、月収10万円で20年間、労使込みで月

間18300円の厚生年金保険料を払い続けたとしても、引退後には月13000円の厚生年金(120万円×5.418/1000×20)と基礎年金にしかない。第3号被保険者であればすでに基礎年金権を得ているので、13000円の年金給付の増分が18300円の社会保険料納付の見返りである。しかも後述のとおり、現行の遺族年金制度のもとでは、多くの場合、夫の死後に13000円はカットされることになる。

もし第3号被保険者制度を廃止すれば、20年の加入は基礎年金の半額分、現在でいえば3.2万円の年金にあたり、厚生年金と合わせれば合計4.6万円の年金となるため、年金加入へのインセンティブは高まる。ただしこのような変更は第3号被保険者という既得権を失うことにすぎないから、女性の支持は得にくいだろう。子育て期の評価を現行第3号被保険者制度よりも手厚くすること、遺族年金を改革し「掛け捨て」にならないようにすること、出産後の再就職について子育てで年収が低い時期があることを考慮した上で就業が年金につながる構造にすることなどが、第3号被保険者制度にかわる女性のための年金配慮として考えられる。

再就職者の年金を増やす方法としては、①再就職の際の年金上の賃金の評価を上げる、②賃金が低い月は加入期間には入れるが賃金の算出ベースから除く、③給付乗率を上げるという方法が考えられる。日本の場合には、各時期について、賃金を再評価すること、その上で給付乗率をかけるという方法をとっているため、賃金の再評価率、給付乗率について、子育て離職後の就業復帰者に対する配慮をすることが考えられる。

4.4 厚生年金加入へのインセンティブ：遺族年金改革

主婦の厚生年金加入意欲を高めるには、最低限として遺族年金改革が必要である。前述の例で、パート女性が月収10万円で20年働いて得た月13,000円の厚生年金は、夫が死亡した時点では放棄する者がほとんどである。夫の死後は、夫の遺族厚生年金か自身の厚生年金か、あるいはそれぞれの1/2合計かを選ぶという選択肢しか与えられておらず、自身の厚生年金が遺族年金に比べて少額な女性は、夫の死亡時に自身の年金を放棄するからである。そこで自

身が厚生年金を積み増すと夫の死後も遺族厚生年金と自身の年金の合計額が増えるような構造をつくるのが求められる。現行の制度をもとにすれば、1つの提案は、夫婦の一方が死亡した場合には、夫婦合計の基礎年金の67%、夫婦合計の厚生年金の67%を給付するというものである。67%は、OECDが2人世帯が1人世帯になったときに同じ生活水準を保つのに必要とする生計費の基準である。

基礎年金や厚生年金全般の大幅な下落が予想される一方で長寿化がすすむ中、女性の就業を奨励するだけでなく、その就業と年金加入が、夫との死別後を含め女性の年金拡充につながる改革が求められる。

4.5 ベンドポイント制

適用拡大②は、年収70万円以上から事業主に厚生年金加入義務が生じるという提案である。しかしこのような所得基準は、前述のとおり企業側に年収70万円未満の細切れの仕事を増やす強い誘因を与える。その結果、細切れの仕事を2つ、3つ持つ主婦が増えてしまうかもしれない。ある一定点で社会保険料が突然賦課されるよりは、少額の賃金に対しても同じ率で賦課される方が労働の需要と供給に与える歪みは少ない。

少額から社会保険料を課す国は多いが、日本は厚生年金加入に月給の下限をもうけてきた。2004年に示されたのは月収9.8万円以上、2013年には月収8.8万以上、オプション試算で月収5.8万円以上である。少額からの加入が提案されないのは、徴収上の問題もあろうが、現行では、40年加入について基礎年金6.4万円と報酬比例年金を与える給付構造となっているため、少額から厚生年金加入を認めると年金の代替率が100%を大幅に上回るからである¹⁰。

この問題に対応し、かつ、低収入者に対しては相対的に高い年金給付という再分配も実現しうるのはベンドポイントによる年金給付が考えられる¹¹。米国を例にとると、月収800ドルまでは引退後90%の年金となって反映され、月収801から4600ドルまでは32%の年金に、月収4600ドルより上は15%反映されるという形である。つまり月収800ドルで働き続けた場合、社会保険料を払い続ければ、引退後は720ドルの公的年金を得られる。しかし800ドルを超えて、たとえば1000ドルを得ている場合は、追加の

200ドルについては32%として64ドルの年金の追加となり、合計で年金額は784ドルと収入に対して過減的に年金権ができる。

4.6 実施時期

現在55歳の1960年生まれのモデル年金は新規裁定後に85歳までに年々下落し夫婦で14万円程度となる状況は表1のとおりである。遺族年金改革をして、パートの妻が就業により自身の生涯の年金権を積み増せるよう制度変更をした上で、オプション試算が想定する10年先ではなく、すぐにパートの年金加入をすすめる政策をとることが望ましい。図4のオプション試算では1965年生まれまでほとんど年金加入期間に変化が出ないが、労働供給に余裕があるのは育児負担が減る40歳代から50歳代の女性であり、1960年代生まれから年金加入がすすむ改正とすべきであろう。

4.7 パート等非正規雇用者の「正規化」

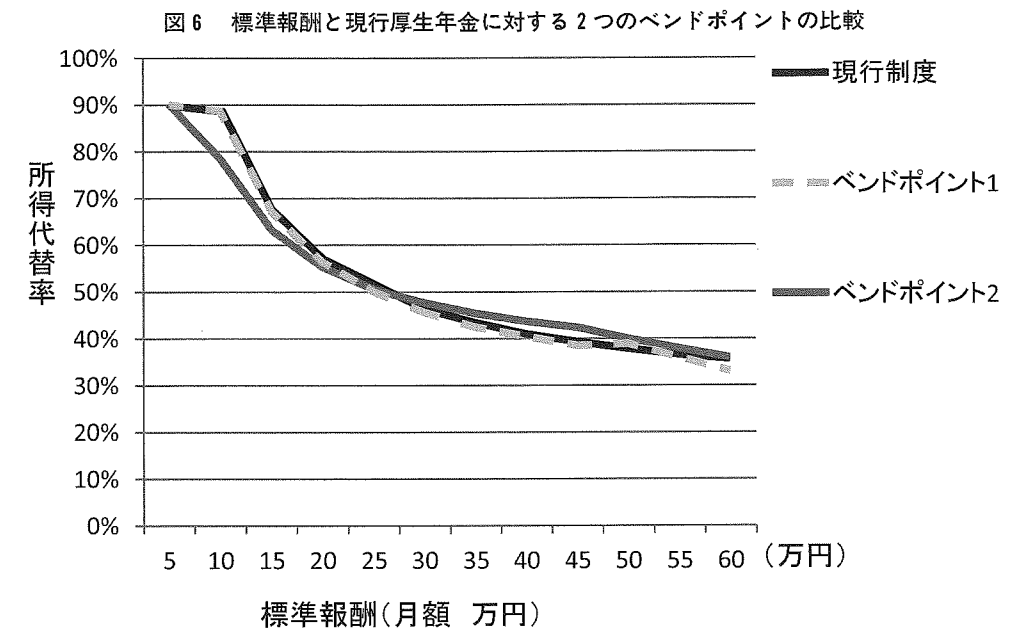
年金というよりも雇用慣行の問題となるが、非正規社員への厚生年金適用拡大を機に、非正規雇用者と呼ばれる様々な雇用者が、より人的資本蓄積がされやすい、より安定的な雇用になるよう政策が主導し、こうした雇用者に対しても育児休業の権利を与えるなど、労使ともに働き方をかえていくことが是非必要となる。非正規雇用を、人的資本蓄積がすすむ働き方に改革することこそが、「年金」の制度の詳細以上に、日本の社会保障の長期見通しにとってもっとも本質的に重要なことだろうと考える。

5. ベンドポイントあり、育児考慮制度ありの年金の試算

5.1 年金試算

以下では、試みとして、雇用者に対しては、低年収から、定率、労使折半の社会保険料賦課し、子育て期間の無業や低収入については、社会全体で年金上評価するという試算を考え、給付構造を作成してみた。

ベンドポイント制は屈曲点と乗率の組み合わせにより、きめの細かい給付・代替率を実現可能である。まずは米国の屈折点を参考にしたのがベンドポイント1である。現行制度の再分配の形を年収20万円以

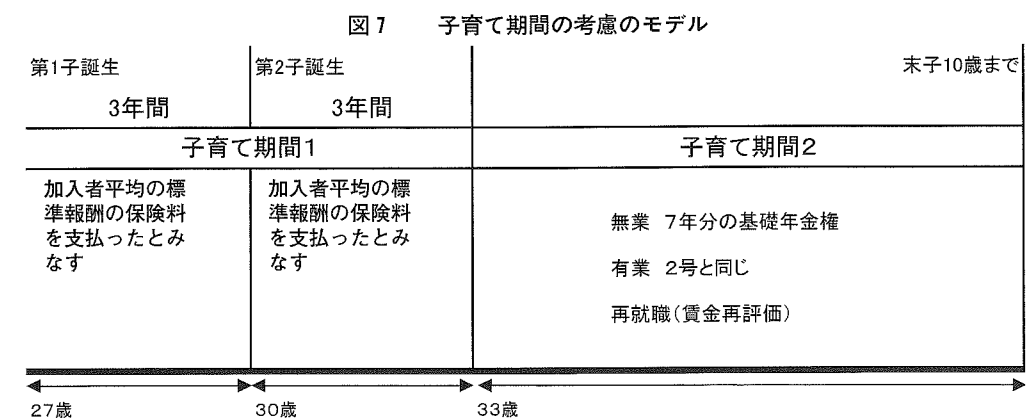


上はよくたどっているが、年収17万円以下は現行をやや下回る。ベンドポイント2は低所得層への配分を厚くしたものである。40年加入の単身者について、図6に、現行制度と2つのベンドポイント制度のもとでの所得代替率を標準報酬別に示した。この2つのベンドポイント案を利用し試算することとした。なお財政検証の結果から、日本の年金制度は、明らかにベンドポイント2よりはベンドポイント1に向かっている。

| | |
|----------|---|
| 現行制度 | 基礎年金が6.4万円 プラス 標準報酬額×5.769/1000×40×1.12 (12%はボーナス分) |
| ベンドポイント1 | 月収8万円まで90%、46万円まで32%、それ以上が15%(米国なみ) |
| ベンドポイント2 | 月収9.8万円まで90%、46万円まで24%、それ以上が4% |

第3号被保険者制度を廃止、かわりに第1号被保険者を含めて子育て期間を年金上配慮する。また、育児期の再就職を年金上配慮する。その上でベンドポイントをとった場合に、夫婦の年金がどう変化するかを見る。

1人の子どもにつき3年間は「子育て期間1」とし、主なケア者に対して、男女の平均報酬(2014年では31万円)を得ていたものとして社会保険料を社会で負担し給付に反映する¹²。もしこの間についてケア者が就業をしている場合も、その報酬が男女平均を下回る場合には、年金計算上は男女平均報酬を得たものとする。また末子が10歳以下を「子育て期間2」とし、無業あるいは低収入のケア者に対して基礎年金権相当を与えるものとする。いずれも厚生年金や税金で子育て期の社会保険料は負担する¹³。さらに出産後の再就職については、末子10歳まで再評価係数を乗じて、年金額を120%とするケースも



考える¹⁴。

以下では、出産離職し、その後パートで仕事をはじめめる妻の例として、21歳から7年間は標準報酬20万円就業し、その後、27歳、30歳で2人の子どもを出産、末子が10歳で標準報酬8万円から20万円の仕事に戻るケースを基準に考えた。将来世代については、女性の多くが育児休業を使い、離職しないで仕事を続ける状況が作られ、男女賃金格差や就業年数格差も縮小するかもしれないが、財政検証が新規加入者の中心としている2015年で30-40歳代の女性層(図3)については、まだそうした状況ができていないわけではないため、現在の典型例をもとに考えた。

図7のとおり、27-33歳までは、男女の厚生年金加入者の平均賃金31万円の報酬として評価される。また末子10歳までの7年間は無業または7.3万円以下の低収入の場合について、基礎年金相当、つまりペンドポイント制では7.3万円の標準報酬があるものと評価される。その後、標準報酬8万円から20万円まで21年働くという想定である。これを-1とする。

-2は、末子4歳で、仕事に戻る想定であり、-3は-2と同様であるが出産離職後の再就職において末子10歳まで年金上は賃金を120%で再評価する想定である。

5.2 給付状況

このような想定のもとで、夫が平均給与を得ている場合、妻が8万円(16万円)で就業するケースの

年金給付状況をみたものが表3である。

-1 は妻が13年間無業、その後月収8万円(16万円)で再就職、21年就業のケース

-2 は妻が出産後6年無業となり、その後月収8万円(16万円)で再就職、28年就業のケース

-3 は-2同様だが、出産離職後の再就職年金を末子10歳まで20%だけ高く再評価するケース

また遺族年金は夫婦合計の67%と想定した。

表3のとおり、再就職後に8万円(16万円)の給与を得て働く場合、現行制度と給付はあまり変わらない。ペンドポイント1-1は現行制度よりも年収8万では代替率がやや低いのだが、子ども1人につき3年ずつ、男女厚生年金平均の31万円で働いたものとして年金権が付与されているためにわずかに給付が増える。他方ペンドポイント2は妻の給付が増える以上に夫の給付が下がるため、若干給付は減る。

この改革試案は、社会保険の構造が有配偶女性の就業を抑制しないことを目指している。給付面については、さほど成功はしていないものの、出産した女性の年金が低くなりがちなることを社会的に補てんすることを試みている。大きい変更は遺族年金である。現在の遺族年金のもとでは、表3の最右欄のとおり、妻が生涯無業でも、30年近くも月収16万円のパートで働いていても、夫の死後の年金は同額であり、「妻の老後は夫の収入次第」という構造となっている。しかし試案では遺族年金を夫婦の年金合計の67%としたため、妻の年金は夫の死後に大きい価値を持ち給付に反映される。ただし現在の標準世帯

表3 ベンドポイント制のもとでの出産後月収8万円および月収16万円での就業と年金

| | 現役男子の 手取り 収入 (万円) | 夫分 (a)(万円) | 再就職月収8万円のケース | | | | 再就職月収16万円のケース | | | | | |
|---------------|----------------------------|---------------|---------------|---------------------|---------------|--------------|---------------------|---------------|---------------------|---------------|--------------|---------------------|
| | | | 妻分 (b)(万円) | 合計 (a+b) (万円) | モデル年 金を100 | 遺族年金 (万円) | モデル遺 族年金を 100 | 妻分 (c)(万円) | 合計 (a+c) (万円) | モデル年 金を100 | 遺族年金 (万円) | モデル遺 族年金を 100 |
| モデル年金 | 34.8 | 15.4 | 6.4 | 21.8 | 100 | 13.2 | 100 | 6.4 | 21.8 | 100 | 13.2 | 100 |
| 現行制度 -1 | 34.8 | 15.4 | 8.3 | 23.7 | 109 | 13.2 | 100 | 9.3 | 24.7 | 113 | 13.2 | 100 |
| 現行制度 -2 | 34.8 | 15.4 | 8.7 | 24.1 | 111 | 13.2 | 100 | 10.0 | 25.4 | 117 | 13.2 | 100 |
| 本推計ペンドポイント1-1 | 34.8 | 15.8 | 8.7 | 24.5 | 112 | 16.4 | 125 | 10.1 | 25.9 | 119 | 17.3 | 132 |
| 本推計ペンドポイント1-2 | 34.8 | 15.8 | 9.1 | 24.9 | 114 | 16.7 | 127 | 10.9 | 26.7 | 122 | 17.9 | 136 |
| 本推計ペンドポイント1-3 | 34.8 | 15.8 | 9.3 | 25.1 | 115 | 16.8 | 128 | 11.3 | 27.1 | 124 | 18.1 | 138 |
| 本推計ペンドポイント2-1 | 34.8 | 14.8 | 8.7 | 23.5 | 108 | 15.8 | 120 | 10.4 | 25.2 | 116 | 16.9 | 128 |
| 本推計ペンドポイント2-2 | 34.8 | 14.8 | 9.0 | 23.8 | 109 | 16.0 | 121 | 11.1 | 25.9 | 119 | 17.4 | 132 |
| 本推計ペンドポイント2-3 | 34.8 | 14.8 | 9.3 | 24.1 | 111 | 16.2 | 123 | 11.5 | 26.3 | 121 | 17.6 | 134 |

注) -1 子ども2人末子10歳まで無業
 -2 子ども2人末子3歳以後有業
 -3 子ども2人末子3歳以後有業、末子10歳まで賃金再評価(1.2倍)
 ベンドポイント式の遺族年金は夫婦の年金×0.67

ペンドポイント1 月収8万まで90%、46万まで32%、それ以上が15%
 ペンドポイント2 月収9.8万まで90%、46万まで24%、それ以上が4%

の遺族年金は13.2万円(モデル年金の60%)であるが、それよりもかなり高水準となったため、世帯年金が高い場合の上限調整など、追加的に考慮すべき点があり、検討が必要である¹⁵。しかし現在の公的年金制度においては、夫が残業を含め長時間就業して高い賃金を稼得し、妻は扶養の範囲で働き社会保険料を負担しないことが、(夫の死後を含めて)世帯の公的年金給付上もっとも有利となっている。これに対して、試案は、夫婦双方が仕事を持つ方が年金が増えるため、夫婦の就業が奨励される形になる。また子育てによる無業や低収入は夫の身分に依存せずに公的年金上評価されるため、男性を含めた非正規雇用の拡大や離婚の増加の中で増加する低所得の子育て女性の老後の年金権の拡充につながる。

妻の月収がより高い場合も試案の基本的な性格は表3と同様である。

ただしこのケースでもし妻が生涯無業を続ければ、第3号被保険者制度がなくなるため、妻名義の年金は4.6万円と、現行より下がる。イギリスのように、高齢者や病人に対する週20時間以上のケアなども免除事由に入れることはできようが、何も事情のない無業の妻の年金権は現在より下がる。

この不満に対応する一つの方法として、金銭のかわりに時間提供で社会保険料を納め年金権を得るという仕組みを創設することがアイデアとして考える。高齢者介護は労働力不足が懸念されており、また高齢者の生活援助に対して介護保険からは時間あたり3000円程度もの金額が社会保険と税金から支出される。地域の要介護認定者や要保護児童への生活援助への時間拠出という社会保険料の支払い方を、もし工夫し確立することができれば、無業の主婦だけでなく、前期高齢者等についても、今後増加していくだろう医療や介護の社会保険料を負担する方法として可能性があるのではなかろうか。

試算は序論としての位置づけであり、今後は財政面を含めて検討を深めたいと考える。

6. おわりに

2014年の財政検証と、そこで示された非正規雇用者等への厚生年金の適用拡大オプションは次の点を示している。

① 今後、モデル年金水準は若い世代ほど下がり、

かつ、現在の引退世代も今後20年間に2割程度年金額が下がっていく。

② 厚生年金の下落よりも基礎年金の下落幅が大きく、経済前提により2043年あるいはもっと先まで下落が続く。

③ 基礎年金割合が高い低賃金世帯の年金が相対的により大きく下がる。

④ 厚生年金の限定的な適用の拡大(適用拡大①)では財政面での改善は小さい。

⑤ 大幅な適用の拡大(適用拡大②)がもし実施できるとすれば、オプション試算では、第1号、第3号から第2号被保険者への振り替えが起こるとともに、非加入者の第2号被保険者化がすすみ、社会保険料収入が増え年金財政が改善し、これにより基礎年金の下落はより早い時期でとまることを示している。

⑥ この場合の主な新たな社会保険料負担者は、第1には中年の女性、第2に60歳代の男性、第3に若年非正規雇用の男女である。

⑦ 年金財政の改善は、社会保険料収入の増加だけでなく、現在の給付構造にも依存する。それは新たに社会保険料を負担する中年有配偶女性や60歳代の男性については、基礎年金額給付は変わらず、厚生年金の増額が10年の加入で賃金の1割程度起きるのみだからである。これは逆に、こうした層が厚生年金加入に難色をしめす年金給付構造があることを意味する。

パート等への年金加入の拡大について本稿が新たに提示した視点は以下の通りである。

① 払い甲斐のある年金となるような改革が適用拡大②に伴わない場合、企業が社会保険の負担を回避しようとするだけでなく、個人もそうした行動をとるため適用拡大は容易には実現しない。パート女性の年金加入には、最低限としても夫の死後も含めて自身の社会保険料支払いにより年金給付が増えるような制度改革が必要となる。

② 適用拡大②は実質的に非正規雇用という働き方の大きい改革となる。年金制度を超えて、正規雇用者と非正規雇用者の働き方の壁を下げる雇用の規制改革の一環の中で行われるべきである。非正規雇用者でも能力に応じて評価がされ

のような雇用慣行の変更があつてこそ、非正規雇用者の雇用の質が上がり、雇用者全体の賃金総額が増える改革となる。

③ 年収70万円未満は適用除外というルールと第3号被保険者の制度を残しておくことで、非正規雇用市場は「お小遣い程度の賃金」を得る市場からなかなか脱せず、生計を立てられる賃金水準を得られる労働市場として発展しにくい。社会保険料賦課の年収基準は極力下げ、就業調整を引き起こす段差をなくすべきである。筆者は第3号被保険者制度は廃止し、夫の社会保険上の身分にかかわりなく、育児のための就業中断について第1号被保険者を含めて年金上の社会的な積極的な配慮をすることへと変えていくことが望ましいと考える。そうした事情がない場合は、主婦を含めて原則社会保険料賦課すると同時に、夫婦で就業できる雇用環境を整備する。

④ 非正規雇用の厚生年金加入の年収基準を下げるには、定額の基礎年金がネックとなっているかもしれない。そこで低月収までは、社会保険料納付の見返りとしてその9割が年金として給付されるといふベンドポイント型の年金制度について簡単な試算を行った。

⑤ 試算では、子育て期間（子ども1人につき3年）は無業者や低所得者は男女の平均厚生年金額を稼得したもとの評価をし、末子10歳までは第3号被保険者制度なみの年金額を付与、また子育てによる就業中断後の再就職時の年金は末子10歳まで120%増として再評価、遺族年金は夫婦合計額の67%とするという想定で計算を行った。

近年、多くの先進国では男性の賃金が伸び悩み、反面で女性の賃金収入が伸びている。その結果、妻の収入が世帯収入の重要な支えとなってきた国が多い。ところが日本については、有配偶女性の賃金は低迷している。世帯収入にしめる有業の妻の収入割合はたとえば米国では1990年の4割が、2010年には5割に近づいている（CPSを用いた分析、Casey Institute, National Issue Brief #75）。他方日本は『全国消費実態調査』より、1989年から2009年までを調べると25%前後とほぼ変化がない。これ

は日本の有配偶女性は出産離職が多く、その後のパートでの就職について賃金水準が上がらないことと深くかかわっている。経済の活力維持のためにも女性が相応の賃金を得られるような規制改革が望まれている。それには女性の過半数が就業している非正規労働市場を、人的資本が蓄積され、経済自立できる労働市場として発展させていくことが不可欠である。年金制度の維持にもう1つ重要なのが出生率の回復であるが、専業主婦モデルが成立するような賃金を見込める未婚男性のプールは縮小している。非正規雇用者にも育児休業の権利と育児休業給付の支給を付与する規制改革や、非正規雇用者の賃金制度について再考すると同時に、妻に低年収で働くことを奨励する社会保障制度を改革することが重要である。

厚生年金の「モデル年金」が「40年雇用される男性と扶養される妻」であるということ事態、共働きを前提としないものとして社会保障の議論が行われ、厚生年金加入者の働き方が、子育てや介護等の配慮がないような働き方として形成されてしまう可能性を秘める。これは人口減少社会の到来の中で、女性の労働力率を引き上げ、出産女性の就業継続率を高めるという政府の目標とずれる。

第3号被保険者制度は、女性のための制度というだけでなく、高齢者への基礎年金給付を支えるための厚生年金からの拠出金の理由づけとなっているだけに、簡単には変更しづらい。しかしながら非正規雇用者の年金適用の際には、その構成者の多数が「就業調整」することが得と感ずるような社会保険料の課税構造や、夫のみが働くという社会保障モデルの前提を変えることが必要である。出産期や老後は女性の脆弱な期間であるが、その貧困を防ぐための可能な自助努力の道筋が見えることが重要である。そこで第3号被保険者制度を廃止する。そのかわりに「子育て期間」の無業や低収入については、社会的な生産活動として、夫の雇用上の身分や夫の有無にかかわらず、公的年金制度上、積極的な配慮をすることを提案した。また遺族年金改革を含め、就業を奨励する年金制度について、粗いアイデアを試案として示した。第3号被保険者の資格を失う無業の主婦や引退した高齢者については、時間提供の形で社会保険料を納めるというアイデアも考慮に値するの

ではないだろうか。急速にすすむ高齢人口の増加を目前に、新しい連帯と工夫が求められている。

謝辞 本稿の作成の過程で国立社会保障・人口問題研究所山本克也氏と議論をし、有益であったので示して謝する。

〈注〉

¹ 適用対象事業所とは、常時1名以上使用される者がいる法人、国、地方公共団体の事業所、および常時5名以上使用される者がいる、法定16業種に該当する個人の事業所である。5人未満を雇用する個人の事業所は強制適用の対象ではない。また常時5人以上を使用する個人の事業所も、法定16業種に該当しない場合（飲食店や理美容店など）は強制適用の対象ではない。社会保障審議会年金部会2014年9月18日資料によれば、強制適用事業所数は約166万事業所、任意包括適用事業所は約8.6万事業所である。

² 数字を統計から確認すると、『労働力調査』2014年平均では15-64歳の雇用者が約5400万人であり図1の数字と合致する。現在の第2号被保険者数は3900万人である。5400万人から3900万人を差し引くと「厚生年金に加入していない雇用者」が1500万人いることになる。2014年『労働力調査』詳細集計II-4より月間140時間以上の就業者をフルタイムと呼ぶとすると2014年平均で4300万人である。一方、月間120時間以上を週30時間以上の年金上のフルタイムと呼ぶとすれば約4700万人である。4700万人から3900万人を差し引けば、600万人の厚生年金非加入のフルタイム就業者がいるということになる。これは図1の600万人とほぼ一致する。ただし4700万人には高齢者や自営業主や家族従業者、さらに複数の仕事を掛け持ちしている者が含まれているから対象者はより少ないかもしれないと想像される。一方、月80時間から120時間の短時間就業者を同じ『労働力調査』からみると、655万人である（自営業や高齢者含む）。より短時間働く者を含めると、短時間就業者は約1100万人である。これらの雇用者に厚生年金加入をどこまで義務付けられるかという問題である。

³ 戸田（2007）や根岸（2012）などが経緯を示している。

⁴ 適用拡大②の基準である月収5.8万円以上の雇用者であるが、社会保険料率が18.3%とすれば、月収9.2万円未満の非正規雇用者は、使用者による社会保険料負担を合わせても、月額10614円から16900円未満に過ぎず（個人分は半額の5307円から8450円）、第1号被保険者の社会保険料である16900円より低いものとなるが、第3号から第2号への移動は社会保険料徴収額の純増であること、また第1号の納付率は6割であることなどから年金財政が改善されるものと思われる。

⁵ 中嶋（2014）は、2009年の財政検証に比べて2014年の財

政検証では、基礎年金の下落期間が延び、厚生年金の下落期間が短くなった理由としてマクロ経済スライドの仕組みを説明している。すなわちまず1.国民年金財政がバランスするように基礎年金が給付削減され、2.その後厚生年金財政から基礎年金財政に拠出する金額が推計され、3.最後に厚生年金財政がバランスするように厚生年金の給付削減が推計される、という順序であることとする。2014年の財政検証では、2009年に比べて国民年金財政が悪化したため、基礎年金の下落幅が大きくなったこと。結果として厚生年金からの基礎年金財政拠出金が削減され厚生年金のマクロ経済スライド期間の予想がより短くなったと分析している。

⁶ 子ども同居であつて子世帯に含まれている高齢者の年金受給状況は図1には示されていないが、子同居高齢者は全般に年金が低い者に多い。

⁷ 2014年末現在で総務省『労働力調査』によれば、約5600万人の雇用者のうち2000万人が非正規雇用者である。非正規雇用の中では女性が約1400万人弱と7割をしめる。内訳は、有配偶女性が900万人弱、未婚女性が300万人強、離死別女性が200万人弱であり、女性の中では有配偶女性が65%を占める。男性は約600万人の非正規雇用者のうち300万人弱が未婚者、300万人強が有配偶である。年齢階層をみると男性では基礎年金の保険料徴収が不要である60歳以上が300万人弱と約半数を占める。

⁸ 『パートタイム労働者総合実態調査』では無業選択等は示されていない。古い数字になるが永瀬（2003）では『就業構造基本調査』（1992）の20-44歳の有配偶女性の労働力率の分析から、末子が6歳未満の場合は、夫年収が200万円未満であっても妻の4割が非就業にとどまるが、末子6-15歳階級では妻の4割が非就業であるのは夫が700万円以上の世帯であり、末子15歳以上であれば夫年収が1000万以上を示し、末子年齢が低ければ、世帯年収の多寡にかかわらず無業の妻は多いが、末子年齢が上がるほど、妻の無業が夫の収入の高い世帯に限定されていくことを示している。他方、夫の年収が低いほど第1号被保険者とみられる年収100-150万円の有業の妻が増えていくことも示している。また同じ論文で『全国消費実態調査』（1994）の個票分析から、年収100万円を目指した妻の就業調整は、夫月収が高いほど明確に見られ、夫月収が25万円未満であるとほぼ就業調整は見られないことを示した。末子年齢が上がった場合には、就業調整は、夫の所得が高い世帯に主に見られる事象となっている。

⁹ 2000年に厚生労働省のもとに「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」が設けられ議論が行われたのはそもそも1985年に作られた第3号被保険者制度については女性から疑義が出るようになっていたからであろう。私も委員を務めたが、振り返ると以下が論点であった。①同じようにパートの仕事をしている場合に、20歳以上の学生、シングル、第1号被保険者の配偶者、母子世帯等であれば社会保険料納付なし

には基礎年金権を得られないが、サラリーマンの配偶者であれば社会保険料支払いを免除されて基礎年金権を得られることが、負担ルールとして水平的に不公平ではないか。②①が起きるのは厚生年金会計がまとめてサラリーマンの被扶養配偶者分の社会保険料を支払っているためだが、被扶養配偶者分をシングル層や共働き層を含めて支払い、これを専業主婦世帯の給付に反映させるというルールは、水平的に不公平ではないか。加えて専業主婦世帯が高収入世帯に多いとすれば垂直的にも不公平である。③社会保険制度の徴収構造がサラリーマンの妻に対して年収100万円程度以下で就業することを明らかに奨励し、妻の就業行動に歪みを生じさせている。就業調整はパート労働市場の賃金水準の低迷につながり(永瀬(2001))この点からも修正が必要である。④1985年改革は再分配部分である定額部分を引き下げたために、長期に働き続ける低収入のシングル女性の年金を縮小した(永瀬2011)。女性は、主婦であれば第3号被保険者制度から、就業が抑制され基礎年金程度しか得られない。他方、働き続けたとしても再分配が下がったためいずれにしても女性の年金は低い。⑤同額の厚生年金を得る夫婦世帯について、夫の死後については、専業主婦世帯よりも共働き世帯の年金が下がる構造があり世帯間でみて遺族年金に不公平がある。

¹⁰ イギリスも日本のように定額の基礎年金を持つため、同様に社会保険料の賦課基準は高めである。社会保険料は週あたり153ポンドから805ポンドまでは12%、805ポンド以上では2%である。最低社会保険料賦課収入Lower Earnings Limitは週あたり153ポンド、月額9万円強程度の給料である(1ポンド150円で計算)。有配偶女性は、1997年4月までは社会保険料が5.85%と低いことが許容された。1978年にHome Responsibilities Protection(家庭責任保護)が導入され、16歳以下の子どものケアをしている期間、週35時間以上介護が必要な者のケアをしている期間などは保険料を納めないで良い期間とし、最低で20年の納付で資格を得られるようにした。2010年4月からは12歳以下の子どものケアをしてChild Benefitを受けていること、週20時間以上介護をしていること、産休や育児休業中であること、仕事探し中で一定の認定を受けていること、病気で一定の認定を受けていることなどの場合に、満額の基礎年金を得るための社会保険料納付期間から差し引くことができるように変更された。満額では週あたり113.10ポンド(1ポンド150円で計算して月間7万円弱であり日本の基礎年金に近い)が給付される。なお配偶者年金もあるが基礎年金の60%と低いことや社会保険料の納付により年金以外の便益もあるため、日本のような就業調整問題にはなっていない。配偶者が引退年齢前の場合には、収入調査つきで夫の年金に加算されるが、引退年齢に達すると妻自身に対して支払われ、収入調査はなくなる。

¹¹ 米国の例を見れば、社会保険料は少額から賦課されるが、

1220ドル以上の年収がなければ四半期相当の年金権として反映されない。年間で4880ドル以上の収入がある場合に1年分の年金資格を得られる。基準以下の収入の場合には、社会保険料を徴収されたとしても年金権にならない。このため65歳以上の夫婦世帯の87%、シングルの85%にのみ拠出に基づく年金が支払われている。なお年間118500ドル以上の収入には社会保険料は賦課されず、66歳の満額引退年齢で年金の最高額は月間2663ドルである(2015年)。また配偶者には夫の半額の年金が給付されるが日本と異なり社会保険料を支払ったことについて毎年年金権が確定されるわけではない。

¹² ドイツの例に近い(Holnerlein(2002))。

¹³ 本来はすべて政府の税金から支払うべきものかもしれないが、第3号被保険者の社会保険料分の一部の振替となると考えられ、このような設計を考えた。

¹⁴ 米国やカナダでは、出産や育児に限定されないが、通学、失業などの影響で年金が下がることに対する緩衝として低収入の数年間を年金受給の際の賃金評価から差し引くことができる制度を持っている。

¹⁵ 現在の年金制度の設計においても、遺族年金目的での高齢期の婚姻は起こりうるが、足し算という単純な設計では年金を増やすためだけの高齢期の婚姻が一層起こりやすくなる問題点もある。

(参考文献)

- 駒村康平・中嶋邦夫(2014)「2014年財政検証と改革の選択肢」2014年10月24日 第34回日本年金学会発表論文(於JJK会館 全国情報サービス産業厚生年金基金)
- 高山憲之(2014)「年金の財政検証:2014年検証結果と今後の課題」『年金と経済』第33巻第3号 18-31頁。
- 戸田紀子(2007)「パート労働者への厚生年金の適用問題」『レファレンス』2007 12月号 21-44頁。
- 中嶋邦夫(2012)「基礎年金は大丈夫か? 特例水準解消を先延ばししたつけの行先」ニッセイ基礎研究所『保険・年金フォーカス』9月3日。
- 中嶋邦夫(2014)「公的年金財政の仕組みと注意点:今年公表予定の「財政検証結果」を読み解くための基礎知識」ニッセイ基礎研究所『基礎研レポート』1月15日。
- 永瀬伸子(2001)「パートの賃金に103万円の壁は重要か」『日本労働研究雑誌』489号
- 永瀬伸子(2002)「年金制度における育児期間の考慮について」『年金と経済』第21巻第1号、54-58頁。
- 永瀬伸子(2003)「女性と年金権の問題」『季刊社会保障研究』第39巻第1号 83-96頁。
- 永瀬伸子(2004)「年金と女性—第3号被保険者制度を中心に」『法律時報』第76巻第11号、59-63頁。
- 永瀬伸子(2011)「第3号被保険者の見直しを」『週刊社会保障』第65巻2658号 44-49頁。
- 永瀬伸子(2013)「女性の就業、出産の日米比較と社会保障制度への示唆」『年金と経済』第31巻4号 10-32頁。

根岸隆史(2012)「社会保障・税一体改革における年金制度改正—国民年金法改正案・年金機能強化法案」『立法と調査』No.382 40-64頁。

山本克也(2003)「財政収支からみた短時間労働者への厚生年金適用拡大の効果」『季刊社会保障研究』39巻第3号 238-246頁。

山本克也(2010)「厚生労働省財政検証プログラムを用いた年金改革案の提示」『季刊家計経済研究』No.85 56-63頁。

Eva Maria Hohnerlein(2002)“Policy Measures in German Public Pension System to cope with Low Fertility” *Journal of Population and Social Security: Social Security Study* March